

利用料（二割負担）高月入浴

サービスの提供による利用料の額は、厚生労働大臣が定める額となります。介護保険の適用がある場合（「法定代理受領」※注の場合）には、下記料金表のサービスの額の二割が利用者負担金となります。ただし、介護保険が適用されない場合や、給付の範囲を超えたサービス費は、事業者が別に設定し、全額自己負担となります。

（注）「法定代理受領」とは、利用者が居宅サービス計画に基づいたサービスの提供を受けた時に発生した料金について、利用者が支払うべき費用の一部（概ね二割）を除いた分を、事業所が市町から受け取ることをいいます。

※ 訪問時に看護師が体調チェックをした際、発熱・血圧の上昇等で全身入浴は不可能でも、清拭又は部分浴が可能と判断した時、利用者に説明し同意を得た上で、清拭又は部分浴のサービスを行った場合は、利用料金の70%の料金となります。

（※部分浴とは洗髪・陰部・足部等の洗浄を示します）。

※ 看護職員の代わりに介護職員がサービスを行う場合は利用料金の95%の料金となります。

★ 訪問入浴介護

種 別	1回の利用料金	1回の自己負担額
基 本 料 金	13,027円	2,606円
清拭・部分浴を行った場合	9,117円	1,824円
介護職員3人で行った場合	12,374円	2,475円
介護職員3人が清拭等を行った場合	8,658円	1,732円
地 域 区 分	1単位あたり10,21円	
処 遇 改 善 加 算	所定単位数及び加算に対し3.4%を乗じて算定	

（地域区分・処遇改善加算含む）

★ 介護予防訪問入浴介護

種 別	1回の利用料金	1回の自己負担額
基 本 料 金	8,801円	1,761円
清拭・部分浴を行った場合	6,166円	1,234円
介護職員2人で行った場合	8,361円	1,673円
介護職員2人が清拭等を行った場合	5,850円	1,170円
地 域 区 分	1単位あたり10,21円	
処 遇 改 善 加 算	所定単位数及び加算に対し3.4%を乗じて算定	

（地域区分・処遇改善加算含む）